

対馬市第1次産業プラス副業支援事業

本事業は、第2期対馬市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、「若者の移住・定住の推進」、「持続可能な農林水産業の推進」のため、第1次産業プラス副業を行う者、新規で創業するUIターン者を対象に、初期段階での取組に対し、一定の支援を行います。

対馬市第1次産業プラス副業支援事業概要

【事前協議】

事業の実施にあたり、第1次産業プラス副業計画を作成し、事前協議のうえ、計画の承認を受けることが必須。

【補助対象者】

- ①新たに副業の経営を開始する農林水産業を本業とする者
(漁協・農協・森林組合の組合員又は登録事業体である者に限る。)
- ②UIターン者(市外に5年以上居住し、1年以内に転入した者)

【補助対象事業】

- ①プラス副業支援事業
新たに副業(第1次産業・第2次産業・第3次産業)を開始する場合
例) 漁業(本業) + 海業(漁業体験等)、 農業(本業) + 農家民泊 等
- ②第1次産業新規創業支援事業
UIターン者で新たに第1次産業又は第1次産業を補完する2次的な事業を開始する場合
例) 新規創業(水産物加工品販売)、新規創業(畜産業) 等

【補助率等】

1/2以内ただし、100万円を上限とする。

【補助対象経費】

補助対象となる経費は、以下のとおりとする。

- ①施設整備費
(普通倉庫、冷蔵倉庫、加工場、園芸ハウス、畜舎等その他これらに類する施設)
- ②施設改修費
(海業に資する施設、農家民泊等への改修)
- ③機械器具整備費
(農業用機械、漁業用機器等その他これらに類する機械器具)
- ④リース料(当該年度分に限る)
汎用性の高い備品等(パソコン等)
- ⑤ソフト事業費
(商品開発等経費、旅費、消耗品費、役務費等)



* 国・県等の補助及び市の関係部局(水産課・農林しいたけ課等)の他の補助の対象となる場合は、補助対象となりません。